

農福連携技術支援者育成研修 実施計画書

令和2年4月20日
令和3年4月26日改定
令和4年4月13日改定
令和5年4月28日改定
令和6年5月8日改定
令和7年4月24日改定

第1 はじめに

近年、障害者が農業分野で就労する農福連携の取組が、全国的に広がってきている。しかし、(1) 新たに障害者を受け入れようとする農業者については、障害福祉サービスに関する実務的な知識や障害特性への理解が不足していること、また、(2) 新たに農業分野での就労に取り組もうとする障害者就労施設については、職業指導員等の農業経営に関する知識や農業技術が不足していること等、農業・福祉双方の現場において課題があり、農福連携への参入や継続が容易でないとの声が聞かれるところである。

今後、農福連携の取組が一層広がっていくためには、このような課題にあらかじめ対応することで、農業者や障害者就労施設が、円滑に取組を開始し、継続できることが必要である。

農林水産省は、このような課題に対応するため、農業と福祉に関する実務的な知見を有して、農福連携を現場で実践する手法をアドバイスする専門人材として、「農福連携技術支援者」を育成し、各地域の現場における指導役となることを期待して、「農福連携技術支援者育成研修」（以下「研修」という。）を実施する。

第2 育成及び認定の仕組み

1 仕組みの概要

農福連携技術支援者になろうとする者は、農林水産省が策定した第4の基準プログラムに基づき、農林水産省が農林水産研修所つくば館水戸ほ場（以下「水戸ほ場」という。）で実施する研修又は都道府県が実施する研修を受講する。農林水産省は、全ての研修課程を受講し、必要な知識と技能を身につけたと認められる者を研修修了者として認定する。研修修了者として認定された者は、「農福連携技術支援者（農林水産省認定）」という肩書を用いて、現場における支援をすることができる。

2 都道府県による研修の実施

都道府県は、第4の基準プログラムに準拠させる形で研修形式・研修期間・研修カリキュラム等を定め、都道府県における研修プログラムとして「都道府県版シラバス」及び「都道府県版時間割」を農林水産省に提出し、これらが第4の基準プログラムに準拠していることを農林水産省から認定されることにより、当該年度において、研修を実施することができる。

また、すでに類似の研修を独自に実施している都道府県においても、当該年度に実施する独自研修のプログラムが第4の基準プログラムに準拠していることを農林水産省から認定されれば、当該研修を「農福連携技術支援者育成研修」とみなす。

3 受講対象者

受講対象者は、すでに農福連携の支援に関わっている者又はこれから関わろうとする者を広く対象とする。具体的には、個人農家、農業法人の構成員、障害者就労施設のサービス管理責任者・職業指導員・生活支援員等、社会福祉士・精神保健福祉士、自治体職員（普及指導センターの職員や、自治体職員 OB を含む）、JA 職員、特例子会社の職員、障害者の雇用・就労を支援する民間企業や公的団体の職員、ジョブコーチ、特定非営利活動法人日本園芸福祉普及協会が認定する初級園芸福祉士・園芸福祉士、日本園芸療法学会が認定する園芸療法士・上級園芸療法士、特別支援学校高等部の教諭、研究者等を対象とする。

4 研修の実施回数、受講者及び認定者数

農林水産省は、研修を年間 2 セット実施する。都道府県は、研修の年間実施回数を独自に定めることができる。

グループワーク等による研修効果を確保するために、農林水産省及び都道府県は、各回の受講者を 20 名程度とし、研修の一環として修了試験を実施することで、受講者の理解度と意欲を確認する。

5 受講者選考

定員を超える数の受講申込がある場合、全国の農福連携技術支援者の分布や、申込者の農福連携技術支援者としての活動の見込みその他の事情を考慮し、受講対象者を決定する。

なお、都道府県が実施する研修については、各都道府県独自の選考によるものとする。

6 認定の取消

障害者への虐待や関係者への不適切行為等、農業者や障害者就労施設等との信頼関係を著しく損なうといった農福連携の取組を支援する者として不適格な事由が生じた場合、農林水産省は、認定を取り消すことがある。

第3 育成する人材

「農福連携技術支援者」とは、1 に掲げる目的を踏まえ、2 に掲げる活動を行う人材であり、3 に掲げるすべての知見を有する者をいう（農福連携コーディネーターとの違いについては、別紙 1 のとおり。）。

1 育成の目的

- (1) 農業者が、障害福祉サービスに関する実務的な知識や障害特性への理解を深めることで、障害者の受入れを円滑に実施すること。
- (2) 障害者就労施設の職業指導員等が、農業経営に関する理解を深めるとともに、農業技術を身につけることで、農業分野での雇用・就労を円滑に実施すること。

2 活動の内容

- (1) 障害者を受け入れようとする農業者に対し、あらかじめ、又は取組開始後の適時に、障害者への接し方の指導等、農業現場における障害者就労に関する実践的かつ具体的なアドバイスを行うこと。
- (2) 農業分野における就労に取り組もうとする障害者就労施設の職業指導員等に対し、あらかじめ、又は取組開始後の適時に、農業技術の指導等、農業現場における障害者就労に関する実践的かつ具体的なアドバイスを行うこと。
- (3) 農作業を行う障害者に対し、あらかじめ、又は取組開始後の適時に、作物

の栽培特性や障害特性を踏まえた作業のアドバイスや支援を行うこと。

3 求められる知見

(1) 農福連携の概論に関すること

- ① 農福連携の定義・経緯
- ② 農福連携の取組パターン
- ③ 農福連携への期待・効果
- ④ 農福連携におけるマッチング
- ⑤ 全国の優良事例・各県の優良事例
- ⑥ 取り組むべき課題・今後の可能性・取り組む際の心構え

(2) 社会福祉や障害者雇用・障害福祉サービス事業等に関すること

- ① 社会福祉と障害者福祉
- ② 障害者雇用と就労系障害福祉サービスの仕組み、関係機関の役割
- ③ 障害福祉サービス事業の運営の実務
- ④ 障害特性と職業的課題の基礎
- ⑤ 障害特性に対応した農作業支援技法

(3) 農業や農業経営等に関すること

- ① 農業と農村社会
- ② 農作業の一般的な特徴
- ③ 農業経営の仕組み
- ④ 農作業の流れ
- ⑤ 農業者による農福連携の経営実務
- ⑥ 農作業における作業細分化・難易度評価・作業割当ての技法

第4 基準プログラム

1 研修概要

(1) 研修形式

研修は、第1講座及び第2講座の2部構成で実施する。第1講座では、農福連携技術支援者として必要不可欠な基礎的・実務的知識を座学研修により習得し、第2講座では、農福連携の現場で必要となる実務的な技法を習得する。なお、第1講座に限り、集合形式での研修によらず、eラーニング形式によることも可とする。第1講座終了後には、確認テストを実施する。農林水産省が実施する研修は農林水産省が採点を行い、都道府県が実施する研修は都道府県が採点を行うものとし、必要な知識を身に付けたと認められる者は第2講座を受講することができる。(確認テストのイメージは、別紙2のとおり。)

研修期間は、第1講座3日間程度、第2講座3～4日間程度を組み合わせたものとする。

第2講座は、2カリキュラム(2)①イ「障害特性に対応した農作業支援技法」についてはグループワークを行い、2カリキュラム(2)①ア「障害福祉サービス事業の運営の実務」及び②アの「農作業に関する作業細分化・難易度評価・作業割当ての技法」については、実地研修を行うものとする。

(2) 講師等

ア 講師選定

研修講師は、農福連携を実践する農業者や福祉事業者、農業技術・農業経営や障害者の雇用・就労を支援する機関等の職員、園芸療法等を研究・教授する

大学・高校教員等、農業と福祉、地域における農福連携に関する高度な実務的知見を有する者を選定する。また、研修講師は、農林水産省と都道府県が、それぞれの実施分について独自に決定するものとするが、「農作業に関する作業細分化・難易度評価・作業割当ての技法」の研修講師については、農福連携技術支援者育成研修を受講するなどして同内容を十分に理解しており、かつ、地域の農福連携の取組として行われる農作業について、農作業分析に関する指導ができる者を選定することが望ましい。

イ 講師派遣等の費用

講師派遣や会場貸借等に係る都道府県の費用は、農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出推進事業（農福連携型のうち普及啓発・専門人材育成推進対策事業（都道府県専門人材育支援）））の補助対象となる。

（３）実地研修の受入先

実地研修の受入先は、研修を実施する都道府県が、都道府県内に所在する農業大学校や農業高校のほ場、農業者、障害者就労施設等を選定する。ただし、都道府県内に適切な受入先がなければ、他の都道府県内において実施することも可能とする。

なお、実地研修の受入先を検討する際には、農林水産省が公表している「農福連携事例集」に掲載された取組事例等も参照すること。

（４）テキスト

農林水産省は、全国統一の研修テキストを作成し、都道府県も同テキストを用いて研修を実施する。

２ カリキュラム

はじめに、「農福連携をめぐる情勢」として、農福連携をめぐる最近の政策の動向等について説明を受けた後に、以下の講座を実施する。

（１）第１講座【目安：座学講義３日間程度】

① 農福連携概論〔座学講義〕

農福連携の概念、取組パターン、取組への期待と効果、農業者等と障害者就労施設とのマッチング、優良事例、取り組むべき課題、今後の可能性、取り組む際の心構え、農福連携を取り巻く最近の情勢などについて、総合的に学ぶ。

② 社会福祉や障害者雇用・障害福祉サービス事業等に関すること

ア 社会福祉と障害者福祉〔座学講義〕

障害者を保護の対象とするのみならず、権利行使の主体とする基本的な考え方や合理的配慮の提供について、障害者権利条約や障害者差別解消法等に関連付けて学ぶ。

また、日本国憲法で保障された基本的人権、特に生存権を保障する観点から、心身に障害を持つ者に対して自立を支援する社会的サービスについて、基本的な考え方や歴史等を学ぶ。

さらに、障害者総合支援法等に関する基本的な考え方を学ぶ。

イ 障害者雇用と就労系障害福祉サービスの仕組み、関係機関の役割〔座学講義〕

障害者の一般就労と福祉的就労の違いについて学ぶ。

また、障害者総合支援法に基づき実施される就労系障害福祉サービスの種類、目的等について学ぶ。

さらに、障害者雇用促進法に基づき実施される企業等における障害者雇用に関する法定雇用率や特例子会社制度、障害者雇用納付金制度等について学ぶ。

加えて、地域障害者職業センター、公共職業安定所（ハローワーク）、障害者就業・生活支援センター、特別支援学校、共同受注窓口等、障害者雇用と障害福祉に関わる関係機関の役割を学ぶとともに、それぞれの種類、役割等を把握する。

そして、厚生労働省の職場適応援助者（ジョブコーチ）と農林水産省の農福連携技術支援者の違いを学ぶ。

ウ 障害福祉サービス事業の運営の実務〔座学講義〕

障害福祉サービスの事業等の人員・設備及び運営に関する基準を中心に、報酬としての訓練等給付費等を活用した事業所運営の仕組み、農福連携における生産活動から得られた収益と報酬の区別・取扱い、工賃設定、農福連携における施設外就労の仕組み、サービス管理責任者・職業指導員・生活支援員等の役割と仕事のやり方などを学ぶ。

また、利用者のサービス等利用計画や個別支援計画の作成、利用者のアセスメント、事案に対するケース会議等についても学ぶ。

エ 障害特性と職業的課題の基礎〔座学講義〕

身体障害、知的障害、精神障害、発達障害等の一般的な特性について、心身機能の状態や現在解明されている医学的要因等を踏まえながら学ぶ。

さらに、知的障害、精神障害、発達障害を中心として、それぞれの特性を踏まえた一般的な支援方法と職業的課題に関する基本的な考え方、構造化（物事の仕組みをわかりやすくすること）の意義と手法、精神疾患等にかかる服薬・体調コントロール等について学ぶ。

③ 農業や農業経営等に関すること

ア 農業と農村社会〔座学講義〕

土地を利用して有用な植物・動物を育成し、生産物を得る活動について、基本的な考え方や歴史を学ぶ。また、農業の種類として、土地利用型・園芸作物型・畜産型の区別とそれぞれの生産活動の特徴、必要とする労働力の内容、国の支援策について学ぶ。

さらに、人間が農業を通じて形成してきた農村社会コミュニティについての基本的な考え方や文化・歴史、近年注目されている農業と周辺産業のつながり等の新しい効果についても学ぶ。

イ 農作業の一般的な特徴〔座学講義〕

農作業は、自然条件下において行う作業であり、天候・土壌・周辺環境や生態系等に左右されうるため、計画に沿って作業をすることが難しい場合があること、収穫作業等は適期が短期間であり、労働力を集中的に投入しなければならない場合があること、屋内外での身体活動を伴うため、体調・性差・年齢等に留意する必要があること等、実際に農作業を行う際に知っておくべ

き一般的な特徴について学ぶ。

また、農場の環境や農作業が人の健康等にもたらす効用についての事例と、人が本来自然や動植物との結びつきを好むというバイオフィリア仮説、植物が持つストレス軽減特性、日々の栽培管理による身体活動機会確保などを関連付け、研究データ等を基にして具体的に学ぶ。

ウ 農業経営の仕組み〔座学講義〕

農業経営体の種類として個人農家・農業法人の違い、農業経営の形態として家族経営体・組織経営体の違い、農業生産活動を行う場となる農地の種類として市街化調整区域内農地・市街化区域内農地・生産緑地等の違い、農法として慣行農法・有機農法・自然栽培の違い、栽培方法として土耕栽培（露地栽培・施設栽培）・水耕栽培の違い、スマート農業等、農業経営に必要な基本的事項を学ぶ。

また、預貯金・貸付け・肥料や農機具の売買を行う農業協同組合（JA）、営農計画の作成支援や農業技術の指導を行う都道府県の普及指導組織、農林水産省の各種補助金の申請窓口となる地方農政局、保険業務を行う農業共済組合（NOSAI）、農地取得の許可を行う市町村農業委員会等、農業経営を行う際に関わることが多い機関とその役割について学ぶ。

さらに、障害者への合理的配慮にもつながりうる農業生産工程管理（GAP）や日本農林規格（JAS）（特にノウフク JAS）に加え、食品流通・マーケティングの概念についても学ぶ。

エ 農作業の流れ〔座学講義〕

作付け計画、種苗の購入、育苗、耕耘（耕起）、施肥、畝立て、は種、移植・定植、間引き、マルチング、トンネル、受粉、支柱立て、誘引、整枝（摘芽、摘心、摘葉、摘花、摘果）、病虫害防除、除草、かん水、農薬散布、収穫、出荷調製、保存・貯蔵、種子の採取・保存、片付け・清掃等、1年間の農作業の流れと、各工程の意味や行う時期等を学ぶ。

また、農業者が用いる農具・資材、耕耘機・刈払機等の操作方法や安全衛生教育講習、肥料・農薬に関する基礎知識も習得する。

オ 農業者による農福連携の経営実務〔座学講義〕

農福連携技術支援者が、農業者の目線に立って、障害者の参画が農業経営に与えるプラスとマイナスの影響についても認識したうえで支援できるよう、農業者が通常取っている合理的行動について学ぶ。

具体的には、障害者に適した作物や農法、障害者に割り当てる作業の選択、売上高から必要経費を差し引いた際のバランスを見る損益分岐点売上高（特に、固定費を削減するための手作業の創出法、変動費を削減するための障害者人員の導入と請負報酬単価の適正化）、農業生産施設・農業用機械の減価償却などについて、基礎的な考え方を学ぶ。

また、法人農家における例を参考として、農業会計処理の初歩的事項を学ぶ。

（2）第2講座【目安：座学講義・グループワーク及び実地研修合計3～4日間程度】

① 社会福祉や障害者雇用・障害福祉サービス事業等に関すること

ア 障害福祉サービス事業の運営の実務〔実地研修〕

(1) ②ウの事項に関して、実際に障害者就労施設を見学し、職業指導員等が利用者支援を行う様子を確認することで、利用者の安全確保、利用者との距離の取り方、声掛けの仕方、人員配置の工夫など、障害者就労施設の生産活動における障害者との具体的な接し方を学ぶ。

また、生産活動を進める様子を確認することで、請負契約に従って期日までに相応の質の成果を達成するための具体的工夫を学ぶ。

なお、利用者のサービス等利用計画や個別支援計画の作成、利用者のアセスメント、事案に対するケース会議については、利用者と保護者の個人情報に関わり得ることから、利用者支援を行う様子の確認のみを実施することも可とする。

イ 障害特性に対応した農作業支援技法〔グループワーク〕

障害者雇用における事業主の障害者に対する合理的配慮の提供義務の具体例として、また、障害福祉サービスにおける利用者支援の手法として、作業手順の説明や声の掛け方、体調管理と身支度、安全確保、道具の改良・治具の導入・目印の設置等の物理的工夫等、農作業の現場における障害者への具体的な接し方について学ぶ。

本演習は、簡単な作業を通じて障害を疑似体験し、支援の具体的工夫を体験するものであるため、例えば、受講生の半分がアイマスクを着用しながら、ポリポットへの野菜の種まき・ハーブの挿し芽等の室内園芸作業を行い、残り半分が具体的な作業指示を行うなどの実演をする。

② 農業や農業経営等に関すること

ア 農作業における作業細分化・難易度評価・作業割当ての技法〔座学講義・実地研修・演習〕

果菜類・葉菜類の収穫・調製・出荷作業、刈払機を用いた除草、セルトレイへのは種など(*)を題材として、一つ一つの農作業について、作業の分解(細分化)、作業遂行時に必要な最多注意配分数(同時に払うべき注意の数)や身体の巧緻性(身体を作業環境に適応させてどれだけ器用に行えるかという性質)等に着目した難易度の評価、障害特性に応じた作業割当ての具体的方法を学ぶ。

また、農福連携技術支援者の役割について理解を深める。

(※都道府県が実施する研修では、地域のニーズや設備状況等によって変更しても差し支えないが、その場合は作業の種類や難易度が類似したものに偏ることがないように留意すること。)

第5 修了試験及び修了者の認定

研修の一環として、修了試験を実施する。

修了試験は、第2講座の最終日に水戸ほ場及び研修を実施する都道府県の会場において、90分間で実施する。なお、受講者は、修了試験の解答に当たり研修中に使用・作成した資料を閲覧しても差し支えない。

修了試験の内容は、カリキュラムで取り上げた基礎的事項に対する正確な理解、現場における支援能力及び農福連携技術支援者(農林水産省認定)として活動することに対する意欲を確認するものとし、農林水産省が全国统一のものとして作成する(修了試験のイメージは、別紙3のとおり。)

農林水産省が実施する研修は農林水産省が採点を行い、都道府県が実施する研修

は都道府県が採点を行うものとし、都道府県は、修了認定対象者について農林水産省と協議を行う。農林水産省は、採点及び都道府県との協議の結果、必要な知識と技能を身に付けたと認められる受講者を研修修了者として認定する。

第6 その他

1 農福連携技術支援者の所属及び活動に係る費用

農福連携技術支援者認定者が、都道府県内で農福連携技術支援者として活動を行う場合、その活動に要する費用については、各都道府県において検討する。

なお、上記費用については、農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出推進事業（農福連携型のうち普及啓発・専門人材育成推進対策事業（都道府県専門人材育成支援））の補助対象となる。

また、厚生労働省が実施している「職場適応援助者（ジョブコーチ）支援事業」は、厚生労働大臣指定の「職場適応援助者養成研修」を修了した者がジョブコーチ支援を行った場合に助成金を支給する事業であり、農福連携技術支援者育成研修を修了したことをもって、当該助成金の支給対象とはならないため注意すること。

2 研修の代替措置

研修のうち一部を受講できなかった受講者がいる場合、原則として代替措置は行わない。ただし、講座を受講できなかったことについてやむを得ない事情がある場合、代替研修の実施等の措置について個別に検討すること（都道府県実施の場合は、農林水産省と個別に協議の上対応すること。）を妨げない。

3 受講者及び認定者の選考について

受講者選考及び研修修了認定者選考の過程及び結果の詳細等は公表しない。

4 認定証の送付について

認定者には修了証書（認定証）を送付する。

5 研修修了者の情報について

研修終了者として認定された者の住所・連絡先等は、同人の居住地又は活動地の都道府県の農福連携担当部局と共有するものとする。

6 アンケート等の実施

研修修了者として認定された者に対して、農林水産省から電子アンケート等を実施する場合がある。

● 農福連携技術支援者と農福連携コーディネーターとの違い

農福連携を推進するための人材としては、農福連携技術支援者【図 1】のほか、農福連携コーディネーター【図 2】と呼ばれる人材もある。

前者は、農業者、障害者就労施設の職業指導員等、障害者本人に対し、具体的に、農福連携を現場で実践する手法をアドバイスする人材である。

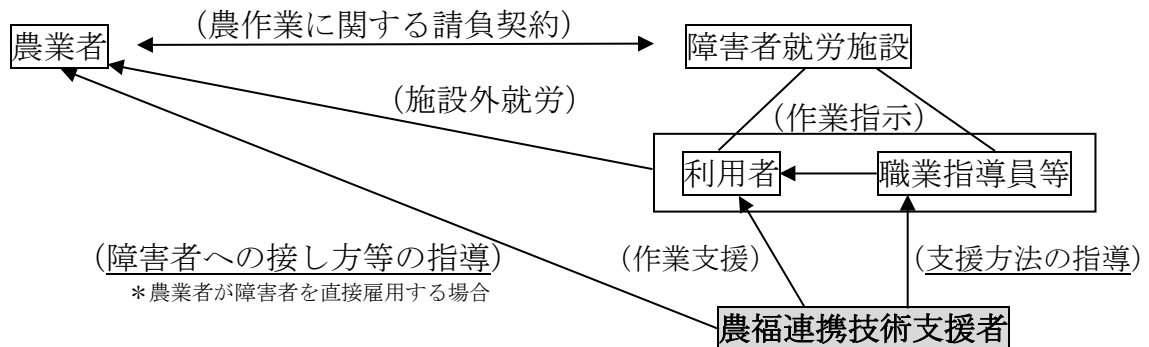
そもそも、障害者就労施設から農業者の下に施設外就労する際には、障害者就労施設からは、利用者に職業指導員等が付き添うこととなっている。また、農業者と障害者就労施設の契約は、農作業に関する請負契約であって労働者派遣契約でないため、農業者は、利用者に対して直接的な指揮命令を行うことができない。そのため、職業指導員等が利用者に農作業指示を行うことができるよう、あらかじめ又は取組開始後の適時に、職業指導員等に農作業指導をする人材が必要となる。

後者は、主として、農業者と障害者就労施設が、農作業に関する請負契約を締結したい場合に、契約相手を開拓するとともに、契約内容をすり合わせるために仲介する「マッチング」を行う人材である。また、様々な関係機関を結び付けて、農福連携を手段とした地域活性化を目指す活動をする人材を指すこともある。

農林水産省が策定した第 4 に掲げる基準プログラムは、農福連携技術支援者を育成するためのものである。そのため、農福連携に関する一般的な知見や、地域活性化の手法等を身につける内容でなく、農業と障害福祉サービス事業の実務に即した具体的な知識・技能を身につけられるよう、留意したところである。

【図 1】

農福連携技術支援者の役割



* 作業支援には、例えば、作業の理解や上達につながる練習方法の提供、作業のコツの演示などがある

* 支援方法指導には、利用者が安全で、正確に、適切な速さで作業できるよう、作業分解、能力にあった難易度の作業割当て、作業内容のビジュアル化、作業動線改善、治具・作業練習方法・リスク軽減などの提案がある。

* 農業者や障害者就労施設の職業指導員が、自ら研修を受講して農福連携技術支援者となり、両役を兼ねる場合もある。

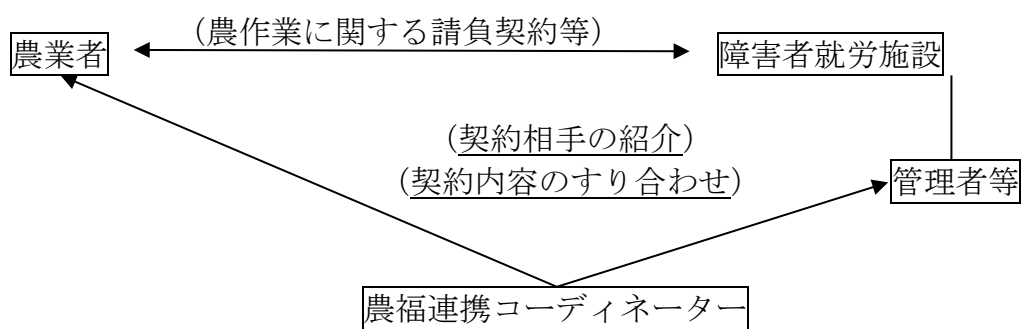
* 最初の数日間は、農福連携技術支援者もほ場に出向き、作業状況を把握しながら指導することが想定される。

* その後も、数か月間は、要請に応じて巡回する等のフォローを実施することが想定される。

* 職業指導員は、農福連携技術支援者が利用者の作業を支援する様子を見ることで、利用者に対する作業指示のヒントを得ることも期待できる。

【図 2】

農福連携コーディネーターの役割



別紙 2

確認テストのイメージは、次のとおりとする。

確認テスト

1. 【基本的知識を問う問題】

以下の単語について、正しく説明している記述をそれぞれ 3 つ選択しなさい。

(1) 三障害

- ① * * * * *
- ② * * * * *
- ③ * * * * *
- ④ * * * * *
- ⑤ * * * * *

(2) 障害者の法定雇用

(3) 障害者就業・生活支援センター

(4) 施設外就労

(5) 都道府県の普及指導センター

(6) マルチングおよびトンネルの方法と目的

(7) 農作業の分解

(8) 治具

(9) 農作業に求められる巧緻性

(10) 農作業に求められる最多注意配分数

* 各選択肢は、基本的な事項を簡潔平易に説明したものとする。

修了試験のイメージは、次のとおりとする。

修了試験（90分間）

1. 【支援能力を問う問題】

40アールの市街化区域外農地において、精神障害者（就労継続支援B型事業所の利用者、統合失調症の60歳男性、障害基礎年金2級受給者、農業経験なし、長期にわたる服薬で幻覚はおおむねコントロールされている、動作が緩慢、立位・座位は可能だが中腰継続は困難、利き腕右手良好、注意力が散漫、人と目を合わせない傾向あり）と一緒に、20メートルのビニルハウスでミニトマトを収穫する際、おおよその流れ・注意点・支援方法等を記述しなさい（記載量は自由）。

＊農林水産省は、あらかじめ、回答として含めるべき要素をチェックポイントにして内部的に整理し、農林水産省及び都道府県は当該チェックポイントに照らして形式的に採点する。

2. 【意欲を問う問題】

あなたが、農福連携技術支援者として活躍する計画と意欲を書きなさい（記載量は自由）。

＊農福連携コーディネーターではなく、農福連携技術支援者としての活動について記載しなさい。